

子育て支援活動助成事業 助成対象となる経費・ならない経費

助成対象となる経費	内容	助成対象となる経費の具体的内容	助成対象とならない経費の具体的内容
人件費	事業実施に必要な臨時的なアルバイト等に対する経費等	・事業実施に伴うアルバイト代	・団体の経常的な人件費、事業に直接関わらないスタッフの人件費
報償費（謝礼）	講師、アドバイザー等外部の専門家に対する謝礼金等	・子ども及び保護者又は子どものみを対象とした事業実施にかかわる講師謝礼 ・保護者を対象とした子育てに関する講義等の講師謝礼	・保護者のみを対象とし、子育てに関係しない講義等の講師謝礼 ・団体に属する者又はその親族に対する謝礼 ・ボランティア等に対する謝礼 ・高額な謝礼等
旅費（交通費）	講師やボランティアスタッフの交通費、事業の推進（講師との打合せ等）に必要なスタッフの交通費など	・講師やボランティアスタッフの公共交通費等	・ガソリン代やタクシー代などの、公共交通費以外の旅費
消耗品費	助成事業実施に必要な各種用品（物品については1点5万円以下とする。）の購入経費等	・助成事業を実施するために必要な各種用品（文房具、テキスト、工作材料、工作器具等） ・助成事業を実施するために必要な食料費 ・助成事業を実施するために必要な各種感染症対策用品	・参加賞品、お土産、記念品等、単に参加者に提供するだけの物品の取得経費 ・食事、菓子、飲み物等参加者に提供する飲食費 ・団体の経常的運営等で使用する物品（通信機器、電子機器等） ・団体の日常的な事務作業のために使用する文具類 ・事業における必要性の確認が困難な物品
印刷製本費	ポスター、パンフレット、報告書等の印刷費用等	・ポスター、パンフレット等は助成事業にかかわるものに限る。 ・報告書等は当該助成事業の申請、請求、実績報告等にかかわるものに限る。	・団体の活動一般を広報する印刷物の作成経費 ・団体の経常的な運営にかかわる印刷製本費
通信運搬費	イベントチラシ等の郵送料等	・助成事業にかかわる郵送料、インターネット通信費（パソコン学習等） ・助成事業を実施するために必要な物品の運搬費	・団体の経常的な運営にかかわる電話料金、インターネット通信費、郵送料 ・事務所移転費用
委託料	事業実施のためのホームページ開設経費、会場設営経費など	・イベントチラシ作成委託、会場設営委託等	・専門的な知識・技術等が必要でない経費、事業企画の全てを委託している経費（部分的に委託することは可）
使用料及び賃借料	会場使用料等、機材等のレンタル料等	・助成事業実施のための会場使用料 ・助成事業実施に必要な機材等のレンタル料	・事務所家賃等の経常経費 ・団体の運営にかかわる事務機器のリース料 ・団体に属する者又はその親族に対して支払う使用料及び賃借料
保険料	ボランティアスタッフやイベント参加者のための保険料など	・ボランティアスタッフやイベント参加者のための保険料	・団体の運営全体に関わる保険契約
その他	事業実施に必要な研修受講費など		・光熱費、飲食費、施設や設備の整備経費、記念品の購入等の経費

助成対象とならない経費	助成対象とならない経費の具体的内容
領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費	
社会通念上適切でない経費	
団体の事務所等を維持するための経費	・事務所等の賃借料（地代、家賃、駐車場代）
団体の経常的な活動に要する経費	・団体運営のために必要な消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費 ・水道光熱費、修繕費、委託料、車両費、旅費（交通費）、研修受講費、保険料
団体の構成員による会合の飲食費	
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	・アルバイト代等の人件費
キャンセル料	・事業中止、日程変更等で発生したキャンセル料

※広告に係る経費の助成は上限を6万円とする。